

電気設備等保守点検対象設備一覧

(1) 受変電設備 一式
(2) 非常用発電設備 一式
(3) 幹線・動力設備 一式
(4) 電灯・コンセント設備 一式
(5) 通信・情報設備 一式 ① 電気時計設備 ② 拡声設備 ③ テレビ共同受信設備 ④ 表示設備 ⑤ インターホン設備
(6) ITV設備 一式
(7) 映像・音響設備 一式
(8) 補聴設備 一式
(9) 構内配電設備 一式
(10) 構内通信設備 一式

下記業務については別途専門業者が行うが、それらの設備についても、日常的な保守を行い、委託者及び専門業者と連絡を密にして、機能維持に万全を期すこと。また、委託者から定期検査等の立会いを依頼された場合は、受託者はその業務に協力するものとし、さらに、委託者の代行として検査に立ち会って確認し、結果を報告書にして施設管理者に提出するものとする。

(A) 自家用電気工作物保安管理業務
(B) 自動扉開閉装置保守点検業務
(C) 昇降機保守点検業務
(D) 駐車場設備保守点検業務
(E) 機械警備業務
(F) 視覚障害者誘導設備保守点検業務
(G) E S C O 事業